

食品リサイクル法の概要と再生利用等の状況

1. 概要

正式名称：「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

平成 12 年成立、平成 19 年改正

食品関連事業者（食品製造・加工業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）に食品循環資源の再生利用等（発生抑制、再生利用、熱回収、減量）を義務付け

再生利用等手法の優先順位

(1) 発生抑制

(2) 再生利用

飼料 > 肥料、油脂、メタン、炭化(燃料および還元剤)、エタノール

(3) 熱回収

(4) 減量

多量発生事業者（年間 100 t）に対して定期報告を義務化

個々の事業者ごとに目標設定

平成 19 年度の再生利用等実施率を基準として、毎年、目標（基準実施率）が増加する仕組み。

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上 50%未満	2%
50%以上 80%未満	1%
80%以上	維持向上

【取組が著しく不十分な場合】 勧告 企業名公表 命令 50 万円以下の罰金

業種別に目標設定

業種別再生利用等の実施率目標（最終ゴールという位置づけ）

食品製造業	85%
食品卸売業	70%
食品小売業	45%
外食産業	40%

2. 再生利用等の状況

業種別再生利用等の実績（平成 18 年度：全国）

	年間発生量 (千t)	業種別 実施率 目標(%)	再生利用等の実施率(%)							
			発生抑制 (%)	減量(%)	再生利用 (%)	(用途別仕向量)				
						肥料	飼料	油脂	メタン	
食品製造業	4,928	85	81	5	3	73	41	50	3	6
食品卸売業	736	70	62	4	1	56	69	23	7	-
食品小売業	2,630	45	35	4	2	30	67	26	7	-
外食産業	3,048	40	22	3	2	15	28	31	40	-
食品産業計	11,342	-	54	4	3	47	46	43	7	4